

苫前町行政改革実施計画に係る取組状況

：検討   ：実施   ：継続実施（見直しを含む）

| 実施計画項目                                    | 主な内容   | 17～18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | H 22年3月現在の取組状況   |
|---|--|---------|------|------|------|--|
| 「まちづくり座談会」の企画・実施<br>(企画振興課 全庁)            | 対話重視の行政運営を推進するため、町長や各担当課長等が各種事業の現状や課題、今後の見通しなどについて、住民と直接意見交換する場として「まちづくり座談会(仮称)」を企画・実施します。   |         |      |      |      | ・平成18年度以降、住民と直接意見交換できる場としての「まちづくり座談会」を継続して実施しています。<br>【実績～平成18年度：2回、平成19年度：2回、平成20年度：1回】<br>(企画振興課)  |
| 「行政手続きマニュアル」の作成、配布<br>(総務財政課 全庁)          | 各種手続きの分かりやすい解説や、担当者名なども記載した、全庁的な「行政(事務)手続きマニュアル」を作成し、配布します。  | —       | —    | —    | —    | ・平成17年度から検討を開始しましたが、文書化された情報を迅速に更新していくことが困難なため、文書としての配布は行わないこととしました。今後も、各種手続については、ホームページや広報誌等を通じ、わかりやすさを重点に解説内容を充実させるよう進めていきます。<br>(総務財政課)   |
| 町民向けの予算説明書の作成、配布<br>(企画振興課)               | 毎年度の予算について、重点事業や住民生活に影響の大きな事業などの概要を分かりやすく解説した「予算説明書」を作成し、配布します。  | —       | —    |      |      | ・平成17年度から検討を開始し、平成18年度予算について「政策・予算説明概要書」を作成、配付しましたが、平成19年度予算については、その内容やあり方についてさらに検討を加えることとし、実施できませんでした。平成20年度は、再検討された内容を踏まえて作成し、役場・公民館等に配置し、公表しています。<br>(企画振興課)  |
| 政策決定プロセスなどの積極的な情報公開の実施<br>(企画振興課 全庁)      | まちづくり基本条例に掲げられている基本理念の実現に向けた適切な運用を確保するため、施行規則等の運用規定を整備するとともに、事業実施のプロセスについて、広報やパブリックコメント(意見募集手続)、住民説明会などの実施により、意思決定までの経過を明確にし、事前に公表していきます。                              |         |      |      |      | ・平成17年度は施行規則等の運用規定について検討し、平成18年度には施行規則を整備しました。平成20年度は、基本条例第29条の規定に基づく検討委員会(委員=15名)の意見・提案を踏まえ、基本条例の一部を改正しました。また、ふるさと応援寄附条例等の制定については、役場・公民館に資料を配置し、意見募集を行いました。<br>(企画振興課)<br>・第6次社会教育中期計画について町ホームページに掲載し、意見等の受付を実施しました。次期計画策定においても、より広い意見募集を行います。<br>(社会教育課) |
| (総務財政課)                                   | 毎年度の予算編成における町長査定の内容と結果について、より透明性を高める観点から、積極的に公表していきます。   |         |      |      |      | ・平成18年度予算編成の内容から、町ホームページでの公表を実施しました。平成19年度は骨格予算のため、当初予算計上分については3月上旬に、また、政策分については6月補正後に公表しました。<br>(総務財政課)   |
| 各種審議会委員の公募制の拡大<br>(全庁)                    | 各種審議会などの委員について、広く一般町民の意見をまちづくりに反映させるため「公募制」の拡大を推進していきます。   |         |      |      |      | ・平成17年度より各種審議会等委員の公募を随時実施しているところであり、委員選任時(改選期等)において更に拡大を進めていく予定です。<br>(総務財政課)<br>・社会教育委員、体育指導委員については、平成18年度より委員の改選期に合わせて公募を実施しており、今後もさらに拡大していきます。<br>(社会教育課)   |
| ホームページの掲載内容の充実<br>(総務財政課 全庁)              | 町ホームページの掲載内容について、基本的な行政情報(統計資料、財務指標、行事予定等)や手続き・制度に関する情報(各種申請、届出等)の充実をはじめ、住民からよく寄せられる質問に対する回答や町が実施している事務・事業の内容を迅速かつ詳細に提供するとともに、住民からの意見聴取の機会を設け、情報共有による住民の行政参加を促進していきます。 | —       | —    | —    | —    | ・一般に閲覧で周知している内容についてもホームページに掲載されていない状況が多く見られることから、ホームページ運営委員会等の庁内組織を設け、掲載情報の充実に取り組みほか、次期システム更新時の対応についても検討します。<br>(総務財政課)<br>・社会教育事業について、ホームページへの掲載を積極的に進めています。特に、掲載サイトへの情報登録についても併せて行っています。<br>(社会教育課)  |
| 庁内における行政情報の一元的管理とペーパーレス化の推進<br>(総務財政課 全庁) | 既存の庁内ネットワークの更なる有効活用により、庁内の各種情報等を一元的に管理し、活用する体制を整備することにより、様々な課題への対応の迅速化や事務処理の効率化を進めていきます。<br>また、事務処理等のペーパーレス化を図り、簡素で効率のかつ環境にも配慮した庁舎内IT環境の構築を進めていきます。                    |         |      |      |      | ・平成18年度から、各端末における情報セキュリティの問題とも絡め、職員にファイルサーバの利用を促す取組を進めるとともに、行政情報の共有化を図っています。また、ペーパーレス化については、平成19年度にグループウェアの供用を開始し、情報の共有化と併せて進めています。<br>(総務財政課)   |
| 窓口業務のワンストップサービス化の推進<br>(町民課 全庁)           | 庁内において窓口対応を伴う全ての業務について、窓口担当者から関係部署への連絡などにより、関係各担当者が窓口へ出向いて事務処理を完了できる体制を構築していきます。   |         | —    | —    |      | ・簡単な手続や内容の説明等については概ね実施できましたが、税情報や申告、住宅・水道の情報等については各担当部署において処理されており、現状では窓口に出向いての対応が困難である事務があることから、その場合には各担当部署へ案内するなどして対応しています。今後は、これらを含めてワンストップサービスの具体化を進めるための組織体制の見直し等について検討を進めていきます。<br>(町民課)   |
| 休日・夜間の窓口サービスの検討<br>(町民課)                  | 窓口サービスの充実を図るため、休日・夜間の窓口開設について、住民ニーズと費用対効果等を総合的に勘案しながら実施を検討していきます。  | —       |      |      |      | ・平成17年度(11月4日から12月26日までの毎週の月、金曜日)及び平成18年度(4月5日から6月28日までの毎週の水曜日)に窓口受付時間の延長を、さらには、平成18年8月14日から10月13日までの間において窓口業務の時間外受付に係る予約制度を実施しましたが、取扱実績が全くない状況であったことから、時間延長等については、年度替わり及び年末年始の期間を除き、当面実施しないこととしました。なお、時間外利用の要望があった際には、対応の是非を個別に検討しています。<br>(町民課)          |

苫前町行政改革実施計画に係る取組状況

：検討   ：実施   ：継続実施（見直しを含む）

| 実施計画項目                                | 主な内容  | 17～18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | H 2 2年 3月現在の取組状況   |
|---------------------------------------|---|---------|------|------|------|--|
| 臨時窓口サービスの実施<br>(町民課、総務財政課、建設課)        | 転出入届けの繁忙期などに、閉庁日における「臨時窓口」を開設します。<br>(対応業務)<br>・確定申告受付業務<br>・住宅、水道業務<br>・住民係窓口業務  |         |      |      |      | ・確定申告受付業務については、平成18年度から、漁業申告及び一般分をそれぞれ1日ずつ役場大会議室において開設しています。<br>(総務財政課)<br>・窓口業務については、平成18年度は4月1日、2日及び年未年始期間、さらには、3月31日及び翌年度4月1日の両日、住民係及び古丹別支所で実施し、平成19年度も年未年始期間に実施しましたが、取扱件数はいずれも数件でした。今後の取扱に関しては、年度替わり期間(3月30日から4月2日まで)に閉庁日がある場合、通常の年未年始の休日期間(12月31日から1月5日まで)を超えて閉庁日がある場合に、臨時窓口の開設を検討します。<br>(町民課) |
| 各種手続き事務の電算化・簡素化・効率化の推進<br>(総務財政課 全庁)  | 軽易な申請や届出等の手続きを書面によらず可能とする(電子メールによる手続きを可能とする)など手続き条例を改正するとともに、添付書類や本人確認の必要性、標準処理期間等について検証し、様々な手続き事務の簡素化と効率化を進めていきます。   | —       | —    | —    | —    | ・全庁的に手続き事務の内容等を取りまとめ、比較検討を加えて電子メール等による手続き可能なものを選定するとともに、ホームページの次期システムとの連携についても継続して検討しています。併せて行政手続条例等の関係規定の内容を精査し、許認可事務等の簡素化、効率化を進めていきます。<br>(総務財政課)  |
| 財政健全化計画の策定と運用<br>(総務財政課)              | 赤字再建団体への転落も危ぶまれる危機的な財政の現状を認識するとともに、「苫前町自立運営検討プラン」の反映や中期的な財政収支推計に基づき、収支の均衡を図り、持続可能な財政構造の構築を目指した財政健全化計画(計画期間10年)を策定します。また、めまぐるしく変化する財政環境への対応や計画の実効性のある運用を確保するため、計画の見直しを毎年度行っていく予定です。<br>【計画に登載する具体的項目例】<br>・新規投資的事業の抑制(起債上限の設定)<br>・職員等給与の独自削減<br>・施設維持管理費の計画的抑制管理<br>etc | —       | —    | —    | —    | ・公債費平準化の調整等の健全化策を取りまとめ、平成20年10月1日より「苫前町財政健全化プラン」として施行しました。<br>(総務財政課)  |
| 特別会計事業(簡易水道・下水道)における公営企業法の準用<br>(建設課) | 簡易水道事業及び下水道事業において、独立採算性の原則に基づいた公営企業法の準用を検討するとともに、その実現に向けて、経営の総点検に基づいた「中期経営計画」を策定し、経営状況を公表するなど、公営企業事業における健全な財政運営の実現を目指していきます。  |         | —    | —    |      | ・簡易水道特別会計については、平成20年度に水道料金の見直しを実施し、徴収業務等も強化して歳入の確保に努めるとともに、維持管理費の更なる削減を検討し、「中期経営計画」及び「健全化計画」の着実な推進に努めています。また、漏水等の防止のための調査を実施し、水道原価の低コスト化を図っていきます。下水道特別会計については、戸別訪問の実施などにより普及促進を図るとともに、更なる維持管理費の削減にも努めていきます。<br>(建設課)   |
| 財政指標等の積極的な公表<br>(総務財政課)               | 広報誌やホームページ等を活用し、財政指標等を全国や全道の他町村との比較なども含めて、町民が理解しやすいように、わかりやすく解説し積極的に公表することにより、本町の財政状況の現状を把握するための情報の共有化を進めていきます。   | —       | —    |      |      | ・平成19年度春の財政事情説明書の公表と併せて実施しました。<br>(総務財政課)  |
| 事務事業評価システムの構築<br>(総務財政課 全庁)           | 各種事務事業について、計画の立案 事業実施 共通の指標に基づく評価 見直し(以降の計画に反映)という評価システムを構築することにより、町政運営における資源の効果的・効率的な配分を図るとともに、評価結果を公表するなどして町政への住民参加を推進していきます。<br>また、評価の過程に、有識者や一般町民で組織する第三者機関を設置し、その意見等を反映させていきます。  |         | —    | —    |      | ・平成18年度において苫前町長が定める苫前町まちづくり基本条例の推進に関する規則を施行し、苫前町まちづくり基本条例における行政評価のあり方の具体化を行いました。<br>(総務財政課)  |
| 町税・使用料等の徴収対策の強化<br>(全庁)               | 電話催告や戸別訪問、納税相談等を強化実施し、悪質滞納者には、財産の差押え等の強制執行を実施するとともに、公平な負担の原則から、行政サービスの制限や氏名の公表などの実施についても検討していきます。   | —       | —    | —    |      | ・平成20年度に副町長を本部長として各課長等で組織する「町税等滞納整理対策本部」を常設し、滞納整理の推進及び滞納防止に努めることとし、財産差し押さえ等の強制執行についても検討を進めています。また、「苫前町町税の滞納者に対する特別措置に関する条例」を平成21年度から施行し、悪質な滞納者に対して行政サービスの制限や氏名の公表といった措置を講じ、町税の徴収に対する町民の信頼を確保することとしています。<br>(総務財政課)   |

苫前町行政改革実施計画に係る取組状況

：検討      ：実施      ：継続実施（見直しを含む）

| 実施計画項目                              | 主な内容   | 17～18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | H 2 2年3月現在の取組状況  |
|-------------------------------------|--|---------|------|------|------|--|
| 使用料、手数料等の見直し<br>(全庁)                | 適正な受益と負担のバランスを考慮しながら、各種使用料、手数料等の額の見直しを随時行います。  |         |      |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料については、平成16年度に見直しを行いました。国の徴収基準額が改正された時点で再考していきます。また、窓口業務に係る手数料については、平成17年度に見直しを行いました。今後も諸般の状況を加味しながら、適正な額についての検討を進めていきます。</li> <li>・生きがい対策事業（生きがいディサービス、生きがいヘルパー）に係る利用料は、平成17年度に見直ししており、平成18年度についても介護報酬の改定等により見直しを行いました。今後も介護報酬等の状況を見ながら、見直しを検討していくこととします。介護予防・生活支援事業に係る利用料については、今後の状況を見ながら随時見直しを検討していきます。<br/>(町民課)</li> <li>・平成20年度において、水道使用料の改定を行いました。<br/>(建設課)</li> <li>・平成17年度に苫前町公民館、農村環境改善センター、福祉センター及び旧児童会館使用料の徴収開始並びにB&amp;G海洋センター利用料及びスキー場リフト利用料の改正を実施し、平成20年度には郷土資料館観覧料の改正を実施しました。平成21年度においてもB&amp;G海洋センター利用料及びスキー場リフト利用料の見直しを行います。なお、スポーツセンターやパークゴルフ場については、料金徴収コストを勘案しながら、慎重に検討していきます。<br/>(社会教育課)</li> </ul>   |
| 町有遊休資産の売却処分の推進<br>(総務財政課 全庁)        | 町有財産のうち、特に遊休資産などの売却による収入の確保に努めていきます。<br>(検討事例)<br>・移住者受入のための土地活用<br>・既貸付財産の売却<br>・ななかまどの館の民間譲渡   | —       | —    |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地等として貸し付けている普通財産について、土地評価及び土地貸付者の意向調査を平成18年度内に実施し、その結果等を考慮しながら、平成19年度より随時売却を進めています。<br/>(総務財政課)</li> <li>・移住者受入れについては、移住促進を図るべく協議会を立上げており、その対応の中で土地活用を進めています。また、ななかまどの館について、当面、従来どおり運営することとして平成18年度から指定管理者制度を導入しましたが、今後、利用状況や施設の老朽などを勘案して民間譲渡等についても検討していきます。<br/>(企画振興課)</li> </ul>  |
| 新たな財源の確保に向けた調査研究<br>(総務財政課 全庁)      | 新たな自主財源の確保に向けて、検討組織の設置などにより調査研究を進めていきます。<br>(検討事例)<br>・町ホームページへの広告掲載による広告料<br>・超過課税や法定外目的税の新設  | —       | —    |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町ホームページへの広告掲載（バナー広告の掲載）を平成17年11月から実施しており、平均広告料収入は、1,800円/月となっています。</li> <li>・超過課税や法定外目的税の新設については、景気が低迷している中において、実際の導入は難しい状況にありますが、今後調査研究を進めていきます。<br/>(総務財政課)</li> </ul>   |
| 電子決裁等の導入による行政内部事務の電算化の推進<br>(総務財政課) | 財務会計システムなどの導入により経理事務、会計管理などの行政内部事務の徹底した効率化を進めていきます。  |         |      |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度において、庁内ポータルサイト（庁内からのみ利用可能なホームページ）を活用した会議室使用申請及び共通車両使用申請等の内部事務手続きの電算化を実施しました。財務会計システムについては、費用対効果と財政状況を踏まえ、引き続き検討していきます。<br/>(総務財政課)</li> </ul>  |
| 各種事務経費等の縮減<br>(総務財政課 全庁、教育委員会)      | 経常的な各種事務経費等について、更に徹底した縮減を進めていきます。<br>(実施検討項目)<br><br>庁舎管理業務の見直し（職員による清掃及び日直業務の実施）<br><br>光熱費の縮減（定時退庁の奨励とウォームビズなどの取組による冬期間における暖房料の節減）<br><br>事務用消耗品などの一括管理の徹底。<br><br>町有車両の更なる一括管理の推進と一部二輪車化の検討 | —       | —    |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度において委託料の縮減（150万円）を実施するとともに、平成19年度にかけてゼロ予算化の方向で検討を進めた結果、平成20年度から役場庁舎の日常清掃を職員対応により実施しています。<br/>(総務財政課)</li> <li>・社会教育施設の簡易な維持補修等については、職員が対応しています。<br/>(社会教育課)</li> <li>・時間外縮減強調期間の設定などのキャンペーンの実施並びにウォームビズの奨励、暖房設定温度の低設定などによる暖房経費の節減に努めています。また、平成20年度から分煙期の撤去、電灯の間引き、夏季における自動ドアの電源オフなどに取り組んでいます。<br/>(総務財政課)</li> <li>・社会教育施設は、徹底した光熱費の縮減を推進しているところですが、利用者が快適に利用することができるよう、バランスをとりながら取組を進めます。<br/>(社会教育課)</li> <li>・各課における事務用消耗品の使用量及び需要等を把握するため、台帳等により事務用消耗品の出入管理を平成19年度から実施しています。<br/>(総務財政課)</li> <li>・社会教育施設の消耗品について、一括購入及び一元管理をしています。また、用紙類の再利用を徹底し、さらに、コピー料金削減のため、より低コストなFAX機器のコピー機能を活用しています。<br/>(社会教育課)</li> <li>・各課の事業量等を勘案して適正な車両配置を実施するとともに、共通車両化を推進しています。二輪車化については、冬期間における車両の確保及び二輪車の購入等に要する費用を考慮した結果、導入を進めないこととしました。また、平成20年度から町長車及び共通連絡車のリース契約解除を行い、共通連絡車の合理化を行いました。<br/>(総務財政課)</li> <li>・古丹別市街の郵便物等については、可能な限り既存の自転車を利用し配達するなどして対応しています。<br/>(社会教育課)</li> </ul> |

苫前町行政改革実施計画に係る取組状況

：検討   ：実施   ：継続実施（見直しを含む）

| 実施計画項目                                    | 主な内容   | 17～18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | H 2 2年 3月現在の取組状況   |
|---|--|---------|------|------|------|--|
|   | <p>消防支署体制の見直し</p> <p>給食センターの統合</p>   |         | —    | —    | —    | <p>・地域における消防・防火機能の低下を招かない体制のあり方を前提に、「地域防災センター（仮称）」の新設と併せて支署体制を見直すべく検討を進めましたが、一部事務組合の一部支署に防災業務を事務委任することは困難であるとの結論に達しました。2支署体制の効率化については、引き続き検討し、改善を進めます。<br/>（総務財政課）</p> <p>・平成21年度に古丹別調理場へ統合し、事務経費等の削減を進めることとしています。<br/>（管理課）</p>   |
| 補助金検討委員会の設置<br>（総務財政課）                    | 民間委員などによる「補助金等検討委員会（仮称）」を設置し、継続事業や団体運営補助金の存廃や少額補助金の必要性など、全ての補助金について、その在り方から根本的に見直すことにより、補助金の整理合理化を進めていきます。   | —       | —    | —    | —    | <p>・検討対象補助金の洗い出しを行い、平成21年度に補助金検討委員会の立ち上げを検討します。<br/>（総務財政課）</p>  |
| 民間委託の積極的な推進<br>（総務財政課 全庁）                 | <p>全ての事務、業務等について民間委託が可能かどうかを検討し、可能なものについては積極的に民間委託を推進するとともに、移行済みの業務と併せて随時見直しを行い、委託料の縮減を進めていきます。</p> <p>（検討業務例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古丹別支所窓口業務</li> <li>経理及び出納業務</li> <li>嘱託職員及び臨時職員業務</li> </ul> |         |      |      |      | <p>・平成18年度以降、理事者の判断、退職職員の状況（複数名退職の時期に併せることが必要）を勘案し、市場化（民間委託）に向けて検討を進めていましたが、窓口業務等については、一つのパッケージとして管理監督責任も含めて民間委託することは、受け皿及びコストともに現段階では未知数であり、早急に取り組むことは困難な情勢となっています。<br/>（総務財政課）</p> <p>・古丹別支所の窓口業務に関し、戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録書・所得証明等の諸証明の交付及び出納事務については民間委託が可能ですが、戸籍関係書類の受付処理、住民の異動による住民基本台帳の入力処理、印鑑登録の受付処理、更には、町営住宅・簡易水道関係事務、生活保護関係事務など取扱事務が多岐にわたっており、戸籍関係書類の受付処理や生活保護に関する事務については、その事務内容から民間委託は困難であると判断されます。これらの事務が一括して委託できない場合には、職員の配置が必要となることから、当面は、現行の体制を維持する必要があると考えます。<br/>（町民課）</p>   |
| 老朽化施設の存廃の検討<br>（総務財政課）                    | 老朽化している既存の町有施設（老人福祉センター・福祉センター・児童会館）の必要性等について検討し、平成18年度中に存廃も含めた方向性を示していきます。  |         |      |      |      | <p>・古丹別地域集会施設（旧児童会館）については、現在、流雪溝管理業務及び古丹別老人クラブが使用しており、当該施設を廃止した場合、代替施設を確保する必要があることから、流雪溝管理設備の更新が必要となるまでの間は、当該施設を使用することとしました。</p> <p>・老人福祉センターについては、施設としての利用が困難であり、廃止・撤去を含めた方向性を今後決定していきます。<br/>（町民課）</p> <p>・福祉センターは、苫前地区の住民活動の拠点として地域住民の存続要望が強く、現状で代替となり得る施設が存在しないため、可能な限り維持管理費を抑えつつ、平成19年度にトイレ臭気抜き工事、大ホール外部柱脚部補修工事を実施し、当分の間存続していくものとしました。<br/>（社会教育課）</p>  |
| 指定管理者制度の活用<br>（総務財政課 企画振興課、農林水産課、建設課、管理課） | <p>指定管理者制度の導入を積極的に進めていきます。</p> <p>（検討対象施設）</p> <p>新日本海地域交流センター（ふわっと）<br/>苫前町青少年研修センター（ななかまどの館）<br/>生きがいデイサービスセンター<br/>若者交流センター（高校寮）</p> <p>～ については、平成18年度において導入決定済</p>   |         |      |      |      | <p><b>牧場</b>～畜舎等の老朽化が進む中、牧場運営委員会内に特別委員会を設置して牧場の施設整備や収支計画、預託料金の検討を行ってきましたが、昨今の酪農情勢は非常に厳しく、酪農家個々の設備投資が難しい状況であるため、酪農組合からは今後も町営牧場の存続が求められています。また、農協と酪農組合の連名による畜舎改築に向けた要望書の提出があり、特別委員会での議論を踏まえ、畜舎改築事業の実施に向けて施設規模や整備後における収支計画並びに預託料金の検討を進めながら、本制度導入の可能性について引き続き検討します。<br/>（農林水産課）</p> <p><b>給食センター</b>～学校給食の運営に関し、業務委託や本制度の導入を具体的にどのように行政改革へ反映させることができるか、全道の学校給食の運営状況について情報収集し、協議検討を進めることとします。<br/>（管理課）</p> <p><b>町道</b>～宍延長213kmある町道の管理業務は、道路施設の補修、冬期間の除排雪、道路占用等多様な直接住民に関わる業務であり、すべての業務に本制度を導入することは難しいと思われれますが、現在、民間委託をしている業務（除排雪、草刈り等）については、コスト面を重視し、導入に向けて検討を進めていきます。<br/>（建設課）</p> <p><b>公営住宅</b>～老朽化している住宅が多く、多額の修繕料が見込まれるため、本制度を導入しても相当程度の負担が避けられないと考えられることから、早急に住宅の改修及び修繕の実施計画を策定した上で本制度の導入について検討を進めていきますが、現状では制度導入は困難と思われれます。<br/>（建設課）</p> |
|   | 上平共同模範牧場   |         |      |      |      |  |
|   | 給食センター   |         | —    | —    | —    |  |
|   | 町道   |         | —    | —    | —    |  |
|   | 公営住宅   |         | —    | —    | —    |  |

苫前町行政改革実施計画に係る取組状況

: 検討 : 実施 : 継続実施(見直しを含む)

| 実施計画項目                       | 主な内容   | 17~18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | H 2 2年 3月現在の取組状況  |
|------------------------------|--|---------|------|------|------|---|
|                              | 社会教育施設(公民館、図書室、スポーツセンター等)  |         |      |      |      | 社会教育施設～民間とは異なり、社会教育関係職員の専門性を活用し、町民に対する「学習必要」「学習要求」に応じた事業の調査研究、企画立案、運営、事業評価が必要であることから、本制度の導入はなじまないものと考えます。また、社会教育関係職員が苫前町公民館に集約されていることから、公民館以外の社会教育施設の維持管理等は民間に委託され、維持管理費の徹底した削減に努めており、本制度の導入による費用対効果は極めて薄いものと思われませんが、スポーツセンターについては、学校開放体育館を含め、有料化の検討とともに維持管理、運営を含めた一部民間委託の可能性を検討していきます。<br>(社会教育課)  |
| 広域行政の推進<br>(企画振興課 町民課、教育委員会) | 広域による事務処理等を積極的に推進していきます。<br>(検討事務事業等)<br><br>火葬場の整備及び運営<br><br>国民健康保険・老人保健・介護保険などの保健医療事務<br><br>教育委員会事務(学校管理事務等)   |         |      | —    | —    | ・羽幌町、初山別村との広域処理による平成24年度からの供用開始に向け、具体的な協議を進めています。<br>(町民課)<br><br>・現在、介護認定審査会を羽幌町、初山別村との共同で設置していますが、認定審査のみならず、国民健康保険、介護保険についての広域的な事務処理について、留萌支庁管内での広域連携に関する調査・研究の結果、広域連携の推進について報告がなされたところであり、平成19年度に留萌支庁管内7町村による具体的な広域事務処理の検討、平成20年度にその結果について町村長への報告がなされました。今後、国や道の状況を踏まえ、具体的な実施の検討を行うこととなります。なお、老人保健については平成20年4月より後期高齢者医療制度として北海道全体で実施されています。<br>(町民課)<br><br>・今後、先進地事例の把握やあるべき姿の検討を行い、広域的な検討組織の立ち上げについて協議を進めていきます。<br>(管理課)<br>・社会教育事業に関しては、青少年育成や文化振興の分野で他市町村との連携事業を実施しており、今後も広域的な事業の展開を検討していきます。<br>(社会教育課) |
| 既存の広域行政の見直し<br>(総務財政課、町民課)   | 既存の広域行政事務における行財政改革の観点からの再点検により、運営の在り方などについての見直しを進めていきます。(消防事務・ゴミし尿処理関係・広域行政組合事務)   |         |      |      |      | ・消防事務～北留萌消防組合における組織体制のあり方について、本町支署体制のあり方も含め、より効率的な事務処理を実現するための見直しを検討するよう促していきます。また、各構成市町村の財政状況を考慮し、給与体系については、各構成市町村ごとの例に準ずるよう見直しを行いました。<br>(総務財政課)<br>・ゴミし尿処理関係～羽幌町外2町村衛生施設組合については、下水道整備に係るし尿処理方法や火葬場の広域運営の検討と併せて業務の効率化を図るべく組織機構の再構築に向けて協議を進めるよう提案していくこととします。<br>(町民課)<br>・広域行政組合事務～留萌広域行政組合については、各構成市町村との連携強化を図り、協議を進めながら、引き続き、運営のあり方等に対する問題意識の共有化を図っていくこととします。<br>(企画振興課)   |
| 苫前町振興公社の経営健全化<br>(企画振興課)     | ・新日本海地域交流センター(ふわっと)の公益上の位置付けや機能の在り方について、再検討のうえ明確にするるとともに、町の財政支援の必要性を町民と共有するため、外部監査や経営の点検評価に基づいた「経営改善計画」を策定するとともに、その経過や経営状況などを積極的に公表していきます。<br>・運営にあたって、苫前町の魅力を最大限に引き出すとともに、第一次産業の活性化を図るため「地産地消」への取組を積極的に推進していきます。<br>(地元産食材を活用した料理の工夫、販売等) |         |      |      |      | ・平成17年度より、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく経営状況を説明する書類を議会に提出しています。また、指定管理者の指定(平成18年度～平成21年度)に伴い、施設機能を最大限に發揮させるとともに経営の健全化に向けた取組を継続することとし、「経営改善計画」を公表しています。さらに、地元食材などを活用した名物(目玉)メニュー開発の推進、道の駅「風W」の拡充に向けて取り組んでいます。しかし、依然厳しい経営となっていることから、町議会の臨海地域特別委員会を定期的に開催し、経営等の見直しに向けた協議を実施しています。<br>(企画振興課)   |
| 組織の再編成<br>(総務財政課 全庁)         | 組織・機構の更なる効率化を推進していきます。<br>(検討事項)<br>教育委員会の組織体制の見直しと、町長部局と社会教育業務の連携、統合を検討します。<br>町民の来庁時の利便性の向上や事務処理の効率化に向けた組織の再編について検討します。  |         | —    | —    | —    | ・理事者の意向を踏まえ、新たな行政需要などを勘案し、課・係などの新設・統廃合について進めています。<br>(総務財政課)<br>・町民の利便性の向上や事務処理の効率化を図る上で有効となる組織の再編(税務係の町民課への編入等)について、理事者の意向を踏まえながら検討を進めていきます。<br>(町民課)<br>・国、道が示す教育委員会制度の在り方により、今後、組織・構造が変化することが考えられるため、国、道の動向をしっかりと受け止め、対応等を協議してまいります。<br>(管理課)<br>・学社融合事業の講師派遣や子育て支援、高齢者保健対策について町長部局との連携を進めています。町長部局との統合については、理事者の意向を踏まえ、国や道の動きを見据えながら、教育の視点が保障されることを前提に早急に検討を進めていきます。<br>(社会教育課)   |

苫前町行政改革実施計画に係る取組状況

：検討   ：実施   ：継続実施（見直しを含む）

| 実施計画項目                    | 主な内容  | 17～18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | H 2 2年3月現在の取組状況  |
|---------------------------|---|---------|------|------|------|--|
| 職制の見直しと担当制の導入<br>(総務財政課)  | 簡素で効率的な組織体制を確立するため、現在の係制から担当制への移行に向けた職制の見直しなどについて検討します。   |         | —    | —    | —    | ・理事者の意向を踏まえ、速やかに検討を進めていきます。(総務財政課)<br>(総務財政課)  |
| 職員の資質向上の推進<br>(総務財政課 全職員) | 地方分権、制度改革など高度化・複雑化していく行政事務に対応できるよう職員研修の方向性についての明確な指針(人材育成基本方針)を策定し研修体制の充実を図っていきます。<br>職場研修の基本であるOJT(職場内研修)について一層の取組強化を進めるとともに、係長・係員会議または職階を超えた中での意見交換する場を設定するなどして組織の活性化を図っていきます。<br>行政の施策内容や各種情報について、住民等に対して分かりやすく提案、説明、伝達するための基本的技能(プレゼンテーション能力)の習得と向上を図っていきます。<br>高度情報化社会に対応するため、IT技術を活用した情報処理能力の向上と情報セキュリティに関する知識の向上とを職員研修における項目として明確に位置付け、有効性のある研修を実施していきます。<br>勤務実績等を適正に評価し反映させる人事評価システムの構築を図り、職員の意識改革や勤務意欲の向上を促進していきます。 | —       |      |      |      | ・平成18年度において「指針」を作成し、これを基に研修体制の充実に努めています。(総務財政課)<br>・平成17年度からOJTをマニュアル化して実施しており、平成18年度においても全庁的な取り組みについて強化、実施しています。(総務財政課)<br>・異動してきた職員に対する研修を計画的に実施するとともに、職員会議を定例開催し、職場内研修に取り組んでいます。(社会教育課)<br>・北海道市町村職員研修センター科目のプレゼンテーション研修に計画的に職員を派遣し、能力開発を図るよう取り組んでいます。(総務財政課)<br>・住民が主体となった話し合いの場を促進するために必要な、ファシリテーション、プレゼンテーション等の能力開発研修に職員を派遣しています。(社会教育課)<br>・平成18年度から、(財)地方自治情報センターが主催するオンラインIT研修に毎年約半数の職員を参加させ、セキュリティレベルの底上げを図る取組を実施しています。(総務財政課) |
| 定員適正化計画の推進<br>(総務財政課)     | 現行の定員適正化計画(平成16～20年度)を確実に履行することにより、簡素で効率的な「小さな役場」づくりを推進していきます。<br>(定員適正化数値目標)<br>・平成17年4月1日との比較で、平成22年4月1日における職員数を10%、8人削減することを目標としています。<br>将来的な削減目標の指針とするため、人口対職員数比率などの目安となる数値目標を設定していきます。   |         |      |      |      | ・定員適正化計画に基づき、原則採用不補充で計画推進しています。(ただし、行政需要に伴い、平成18年度に保健師2名を採用しました。)(総務財政課)<br>・北海道市町村財政比較分析表をベースに人口1,000人当たり職員数については、類似団体比較を行っています。(総務財政課)   |
| 給与の適正化<br>(総務財政課)         | 「情勢適応の原則」による国の人事院勧告等に対応した給与制度改革を適切に実施していきます。<br>また、現下の厳しい財政状況や社会情勢に対応するため、一般職給与も含めた独自削減の実施についても検討していきます。<br>「情勢適応の原則」<br>・地方公務員法第14条において『地方公共団体は、・・・給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。』と定められています。   |         |      |      |      | ・給与構造改革に伴う改正条例を施行済みです(行政職給料表の見直し、勤務実績反映規定の整備)。<br>・平成18年度から給料3%の独自削減を実施し、平成20年度からは削減率を5%としています(手当へのはね返りを含む。)<br>・勤務実績の反映について、人事評価システムの運用開始までの間の当面の運用基準を設定します。(総務財政課)   |
| 特殊勤務手当の適正化<br>(総務財政課)     | 「税務事務従事手当の廃止」<br>・現行、給料月額1.5%に相当する額を支給している税務事務従事手当については、平成18年度から廃止することとしています。<br>「保健師業務手当の廃止」<br>・現行、月額10,000円を支給している保健師業務手当については、平成18年度から廃止することとしています。<br>なお、残る特殊勤務手当(防疫等作業手当：作業従事日1日500円、死体処理作業従事手当：作業従事日1日2,000円、除雪作業従事手当：作業従事時間1時間60円、異常圧力内作業手当：作業従事時間1時間310円～2,250円、牛馬取扱手当：作業日1日230円)についても、今後の社会情勢等の変化に対応しながら随時見直しを検討していきます。   |         |      |      |      | ・平成18年度から税務事務従事手当及び保健師業務手当を廃止しています。<br>・その他の特殊勤務手当については、現状の国家公務員制度に存在するため情勢伸展を見極めて検討していきます。(総務財政課)   |
| 勤勉手当の適正化<br>(総務財政課)       | 勤勉手当について、国家公務員制度などの情勢適応を踏まえ、給与条例に規定する勤勉手当基礎額への扶養手当算入を是正するとともに、成績率の適切な運用に向けた見直しを行うなど勤勉手当支給の適正化を図っていきます。  |         |      |      |      | ・給与条例に規定する勤勉手当基礎額への扶養手当算入を是正しました。<br>・人事評価システム運用開始までの当面の間の成績率運用基準を設定します。(総務財政課)  |
| 勤務時間の適正化<br>(総務財政課)       | 週当たりの勤務時間について、国家公務員等との均衡を図るべく、現行38時間45分から40時間に延長するよう見直しを行います。   |         |      |      |      | ・平成18年度から週当たり勤務時間を40時間としましたが、平成20年度に国家公務員の勤務時間の短縮が勧告されたため、これに準拠し、平成21年度から週38時間45分に短縮されます。<br>・平成18年7月から休憩時間を廃止しました。(総務財政課)   |
| 公表条例の制定<br>(総務財政課)        | 定員・給与等の状況について、一層の透明性を確保するため、その公表手続を条例化するとともに、管内市町村や道内外の類似自治体との比較、民間調査データなどの比較を通じて町民にわかりやすい形での情報提供をホームページなどの活用により積極的に行っていきます。  |         |      |      |      | ・苫前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、町ホームページに掲載しています。(総務財政課)   |